

広島県告示第二十三号

平成三十年広島県告示第十六号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める介護納付金納付金所得係数）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年一月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「〇・八八二八五四三〇四四〇八九」を「〇・八八四一七二六八四六四四二」に改める。